

議案第67号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合規約（平成元年沖縄県指令総第 946 号許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 7 号及び第 8 号を次のように改める。

(7) 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

(8) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関する事務

別表第 1 中

「

第 3 条第 1 号から第 3 号まで並びに第 6 号及び第 7 号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
第 3 条第 4 号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市
第 3 条第 5 号に関する事務	沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 中城村
第 3 条第 8 号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 北中城村 中城村

」を

「

第 3 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
第 3 条第 4 号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市
第 3 条第 5 号に関する事務	沖縄市 うるま市 北谷町 北中城村 中城村

」に

改める。

別表第 4 中

「

第 3 条第 6 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 5% 件数割 95%
第 3 条第 7 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 10% 利用者数割 90%
第 3 条第 8 号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 北中城村 中城村	均等割 5% 件数割 95%

」を

「

第 3 条第 6 号及び第 7 号	沖縄市 うるま市 宜野湾市	均等割 5%
-------------------	---------------	--------

に係る負担金	北谷町 読谷村	嘉手納町 北中城村	西原町 中城村	件数割 95%
第3条第8号に係る負担金	沖縄市 北谷町 読谷村	うるま市 嘉手納町 北中城村	宜野湾市 西原町 中城村	均等割 10% 利用者数割 90%

」に

改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

中部広域市町村圏事務組合規約 新旧対照表

旧	新								
第1条～第2条 (略) 第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。 (1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務 (2) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。 ア～ク (略) (3) 次に掲げる調査研究に関する事務。 ア・イ (略) (4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務 (5) クルーズ船の受入に関する事務 (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務 (7) <u>障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務</u> (8) <u>特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務</u>	第1条～第2条 (略) 第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。 (1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務 (2) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。 ア～ク (略) (3) 次に掲げる調査研究に関する事務。 ア・イ (略) (4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務 (5) クルーズ船の受入に関する事務 (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務 (7) <u>特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務</u> (8) <u>障害福祉サービス事業者等の指導監査に関する事務</u>								
第4条～第17条 (略)	第4条～第17条 (略)								
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)								
<table border="1"> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>市町村</th></tr> <tr> <td>第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務</td><td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村</td></tr> </table>	共同処理する事務	市町村	第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	<table border="1"> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>市町村</th></tr> <tr> <td>第3条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに 関する事務</td><td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村</td></tr> </table>	共同処理する事務	市町村	第3条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに 関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
共同処理する事務	市町村								
第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村								
共同処理する事務	市町村								
第3条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに 関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村								

旧			新		
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
第 3 条第 8 号に関する事務	<u>沖縄市</u> <u>うるま市</u> <u>宜野湾市</u> <u>北谷町</u> <u>嘉手納町</u> <u>西原町</u> <u>北中城村</u> <u>中城村</u>		(削除)	(削除)	
別表第 2・別表第 3 (略)			別表第 2・別表第 3 (略)		
別表第 4(第 17 条関係)			別表第 4(第 17 条関係)		
区分	市町村	負担割合	区分	市町村	負担割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 3 条第 6 号に係る負担金	<u>沖縄市</u> <u>うるま市</u> <u>宜野湾市</u> <u>北谷町</u> <u>嘉手納町</u> <u>西原町</u> <u>読谷村</u> <u>北中城村</u> <u>中城村</u>	均等割 5% 件数割 95%	第 3 条第 6 号及び第 7 号に係る負担金	<u>沖縄市</u> <u>うるま市</u> <u>宜野湾市</u> <u>北谷町</u> <u>嘉手納町</u> <u>西原町</u> <u>読谷村</u> <u>北中城村</u> <u>中城村</u>	均等割 5% 件数割 95%
第 3 条第 7 号に係る負担金	<u>沖縄市</u> <u>うるま市</u> <u>宜野湾市</u> <u>北谷町</u> <u>嘉手納町</u> <u>西原町</u> <u>読谷村</u> <u>北中城村</u> <u>中城村</u>	均等割 10% 利用者数割 90%	第 3 条第 8 号に係る負担金	<u>沖縄市</u> <u>うるま市</u> <u>宜野湾市</u> <u>北谷町</u> <u>嘉手納町</u> <u>西原町</u> <u>読谷村</u> <u>北中城村</u> <u>中城村</u>	均等割 10% 利用者数割 90%
第 3 条第 8 号に係る負担金	<u>沖縄市</u> <u>うるま市</u> <u>宜野湾市</u> <u>北谷町</u> <u>嘉手納町</u> <u>西原町</u> <u>北中城村</u> <u>中城村</u>	<u>均等割 5%</u> <u>件数割 95%</u>	(削除)	(削除)	(削除)